

# 金沢都市計画区域マスタープラン変更案に対する パブリックコメントの募集について

石川県土木部都市計画課

## 〇ご意見募集の趣旨

「都市計画区域マスタープラン」とは、都市計画法第6条の2に基づき、県が各都市計画区域ごとに、都市づくりの基本理念や将来の市街地像、また今後の主要な都市計画の決定の方針等を示すもので、県や市町が行う土地利用や都市施設などに関する都市計画決定は、このマスタープランに即して行われることとなります。

「金沢都市計画区域マスタープラン」においては、策定より 10 年が経過するとともに、さまざまな社会情勢の変更に対応した新たなまちづくりの方向性を示すため、見直しを行います。

つきましては、変更案がまとまりましたので、広く県民の皆さまからご意見をいただき、計画に反映させるため、パブリックコメントを募集します。

## 〇ご意見の募集概要

### （1）ご意見の募集期間

令和元年5月27日（月）から令和元年6月24日（月）まで  
※郵送については、最終日の消印有効

### （2）ご意見を募集する内容

金沢都市計画区域マスタープラン（変更案）  
変更案は県都市計画課HPに掲載してあります。

### （3）資料の入手方法

上記HPのほか、次の各機関でも資料を閲覧することができます。

閲覧場所	所在地
石川県土木部都市計画課	金沢市鞍月1丁目1番地 県庁行政庁舎16階
石川県行政情報サービスセンター	金沢市鞍月1丁目1番地 県庁行政庁舎1階
石川県県央土木総合事務所	金沢市直江南2丁目1番地
石川県石川土木総合事務所	白山市八幡町イ20
金沢市都市整備局都市計画課	金沢市広坂1丁目1番1号

野々市市産業建設部都市計画課	野々市市三納1丁目1番地
内灘町都市整備部都市建設課	河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

## 〇ご意見の提出方法

- (1) 所定の様式に住所、氏名、電話番号、ご意見等を記入して下さい。  
※意見記入様式は上記HPよりダウンロードできます。
- (2) 郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法でご提出下さい。また、上記の各閲覧窓口へ直接お持ちいただいても結構です。  
なお、電話や口頭によるご意見は受け付けいたしませんので、ご注意下さい。
- 郵送先 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県土木部都市計画課都市政策グループ
  - FAX 076-225-1760
  - 電子メール toshikei@pref.ishikawa.lg.jp

## 〇ご意見の取扱い

- (1) お寄せいただいたご意見は、都市計画区域マスタープラン変更の参考とさせていただきます。
- (2) お寄せいただいたご意見の概要と、それに対する石川県の考え方については、県ホームページにより一定期間公表いたします。なお、ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、ご了承下さい。
- (3) 個人情報、あるいは個人が特定できるような情報は、一切公表することはありません。

### 【お問い合わせ先】

石川県土木部都市計画課 都市政策グループ（金沢市鞍月1-1）

E-mail : toshikei@pref.ishikawa.lg.jp

TEL : 076-225-1757 FAX : 076-225-1760